

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部建築指導課
内線番号	5348

No.	項目	内容
①	処分名	道路の位置の指定
②	法令名	建築基準法
③	法令番号	昭和25年法律第201号
④	根拠条項	第42条第1項第5号
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:各土木事務所長(京都土木事務所長を除く。))
⑥	法令の定め	<p>第四十二条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員四メートル(特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。)以上のもの(地下におけるものを除く。)をいう。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの</p>
⑦	審査基準	道路位置指定申請の手引き http://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/ichishitei.html
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	市町村等
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 35日
	経由期間	
	協議機関	14日
	当該処分機関	21日
⑫	問合せ	建設交通部建築指導課建築基準係(tel 075-414-5348)
⑬	備考	